

様式第 1 号ウ（一般法人等）

ご 注 意

申請者の現住所、申請土地の
所在、地番、地目、面積は、
正確に記載してください。

農 業 委 員 会 受 付

照 合	登 記 事 項 証 明 書	照 合 責 任 者 印	
-----	---------------	-------------	--

農地法第 3 条の規定による許可申請書

二戸市農業委員会会長 様

令和 年 月 日

申請者の氏名等（国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。）

申請者	現 住 所	職業	氏 名	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	在留期間及 び在留期間 の満了の日	認定経営 発展法人 （該当する 場合には○）
譲受(借)人			(歳)				
譲渡(貸)人			(歳)				

下記農地（採草放牧地）について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権 () } を { 移転
設定 (期間 年) }

したいので、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可を申請します。

記

1 許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

所 在 地 番	地 目		面 積 ㎡	対価、賃料等 の額 (10a 当り)	所有者の氏名 又は名称 (現所有者の氏 名又は名称(登 記簿と異なる 場合))	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
	登記簿	現 況				権利の種類、 内容	権利者の氏 名又は名称
				()	()		
				()	()		
				()	()		
				()	()		
				()	()		
合 計	筆						

2 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条の 2 第 3 項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 16 条の 3 第 1 項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、記の 1 の「認定経営発展法人」に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。
- 5 記の 3 は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください

許 可 指 令 書

指令 二戸市農委 第 号

この申請は、下記により許可します。

令和 年 月 日

二戸市農業委員会会長 橘 潤一郎 印

記

- 1 条件 毎年、その農地（採草放牧地）の利用状況について、農業委員会会長に報告しなければならないこと。
- 2 教示
 - (1) この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、審査請求書（同法第 19 条第 2 項に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を岩手県知事に提出して、審査請求をすることができます。
 - (2) この処分の取消しの訴えは、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市（町村）を被告として（訴訟において市（町村）を代表する者は農業委員会会長となります。）、提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときには、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

農地法第 3 条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

＜農地法第 3 条第 2 項第 1 号関係＞

1－1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地		農地面積 (㎡)				採草放牧地面積 (㎡)
			田	畑	樹園地	
	自作地					
	貸付地					
	非耕作地					

所有地以外の土地		農地面積 (㎡)				採草放牧地面積 (㎡)
			田	畑	樹園地	
	借入地					
	貸付地					
	非耕作地					

（記載要領）

- 1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の括弧書きに該当する土地です。
- 2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹 園 地			採草放牧地
作付(予定)作物								
権利取得後の面積(㎡)								

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類					
確保しているもの	所有 リース					
導入予定のもの (資金繰りについて)	所有 リース					

(記載要領)

- 1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業暦 年、農業技術修学暦 年、その他 ()

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在： (農作業経験の状況：)
	増員予定： (農作業経験の状況：)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在： (農作業経験の状況：)
	増員予定： (農作業経験の状況：)

- ④ 配置の状況(所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合のみ記載(市町村別の状況を記載)してください(隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください。)。なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載してください。)

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等

⑤ ①～④の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの 平均距離又は時
km (時間)

(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙 1 に記載し、添付してください。）

(5) その他の考慮すべき事項

＜農地法第 3 条第 2 項第 2 号関係＞（権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。）

2 その法人の構成員等の状況（別紙 2 に記載し、添付してください。）

＜農地法第 3 条第 2 項第 3 号関係＞

3 信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。）

＜農地法第 3 条第 2 項第 4 号関係＞（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況
（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の 2 親等内の親族をいいます。）

農作業に従事する者の氏名	年 齢	主たる職業	権利取得者との関係 （本人又は世帯員等）	農作業への年間従事日数	備 考

（記載要領）

備考欄には、農作業への従事日数が年間 150 日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合に○を記載してください。

＜農地法第 3 条第 2 項第 5 号関係＞（転貸する場合のみ記載してください。）

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- ☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- ☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- ☐ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。（表作の作付内容＝、裏作の作付内容＝）
- ☐ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

＜農地法第3条第2項第6号関係＞

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、I の記載事項に加え、以下も記載してください。

（留意事項）

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に回復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

＜農地法第3条第3項第2号関係＞

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

（例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。）

＜農地法第3条第3項第3号関係＞（権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。）

8 その法人の業務を執行する役員又は使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

	1	2	3
氏名			
役職名			
その者の耕作又は養畜の事業への従事状況			
法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間	年 か月	年 か月	年 か月
そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間			
直近の実績	年 か月	年 か月	年 か月
見込み	年 か月	年 か月	年 か月

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

- ☐ その取得しようとする権利が地上権(民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権）又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合
(事業・計画の内容に加えて、周辺土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。)
- ☐ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
- ☐ 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合
(景観法（平成16年法律第110号）第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 以下の場合は、Ⅰの1-2（効率要件）、2（農地所有適格法人要件）以外の記載事項を記載してください。

- ☐ 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
- ☐ 地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
- ☐ 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

☐ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Ⅰの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

☐ 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合

☐ 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合

☐ 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

☐ 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)